

熊本市校区等防犯協会補助金交付要綱

制定	平成21年12月	1日	市民生活局長決裁
改正	平成22年	9月30日	生活安全課長決裁
改正	平成29年	2月20日	市民局長決裁
改正	令和2年	3月25日	生活安全課長決裁
改正	令和2年	3月31日	市長決裁
改正	令和4年	3月14日	市長決裁
改正	令和4年	4月1日	生活安全課長決裁
改正	令和5年	3月2日	生活安全課長決裁
改正	令和6年	1月18日	生活安全課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯思想の普及徹底を図り、犯罪のない明るく住みよいまちづくりの推進を目的に、熊本市内に小学校区ごとに組織される防犯協会（以下「校区防犯協会」という。）並びに松尾地区防犯協会及び大和地区防犯協会の活動を支援するため、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象は、校区防犯協会並びに松尾地区防犯協会及び大和地区防犯協会とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費は次の各号に掲げる経費であって、第5条の規定による交付決定があった年度の4月1日から翌年3月31日までに生じたものとする。

- (1) 活動に要する経費
- (2) 会議に要する経費
- (3) 広報啓発に要する経費
- (4) 調査、研修に要する経費
- (5) 前各号に掲げるものに共通する経費としての消耗品費、印刷製本費、通信費、交通費、会場使用料、車両維持費等

2 補助金の額は、1団体につき上限100,000円とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 予算書
- (4) 役員名簿
- (5) 規約、会則その他これらに準じるもの
- (6) その他市長が必要と認める事項

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更の申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく補助事業計画変更申請書（様式第3号）に第4条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金交付取消・変更通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（関係書類等の整備）

第8条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならないこととする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。

(1) 事業実績報告書

(2) 決算書又は決算見込書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金の額を交付決定通知に基づき確定し、補助金交付確定通知書（様式第5号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後（補助事業が継続して行われている場合は、各年度終了後）に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

3 前項の交付を受けようとする補助事業者は、補助金概算交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならないこととする。

4 前項に規定する概算交付の申請は、当該補助金の交付申請と同時に、又は当該補助金の交付申請後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申請は、第5条の規定による補助金の交付決定があったときに効力を生じることとする。

5 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、補助金概算交付通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金等の返還）

第13条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

（違約加算金）

第14条 補助事業者等は、第12条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した

違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものととする。
- 3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第15条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(オンラインによる申請等の手続)

第16条 この補助金に関し申請者が行う次に掲げる手続は、オンライン（インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。）で行うことができることとする。

- (1) 補助金の交付申請及び概算交付申請
- (2) 実績報告
- (3) その他市長が認める手続

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申請者は、電子申請システム（オンラインで補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。）において各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要となる添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、申請者の本人確認は、あらかじめ申請者に対し発行したID・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 この補助金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申請者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

- (1) 補助金の交付決定及び概算交付決定
- (2) 補助金の額の確定
- (3) その他必要と認める手続

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申請者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(補則)

第17条 この要綱に定めのない事項については、規則によるほか、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前日において、この要綱による改正前の熊本市校区等防犯協会補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市校区等防犯協会補助金交付要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象事業費
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 （その他）

提出書類

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 規約、会則その他これらに準じるもの
- (5) その他市長が必要と認める事項

住 所

申請者 名 称

代表者 様

熊本市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度事業に対する補助金については、熊本市校区等防犯協会補助金交付要綱第 5 条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び対象となる事業
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。
補助対象事業費 円
補助金額 円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後 30 日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日に事業実績報告書及び決算書等を市長に提出しなければならない。
 - (5) (その他)
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により監査をすることがある。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

補助事業計画変更申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 名 称

代表者

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった
年度事業については、下記のとおり計画変更したので御承認願います。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類

補助金交付決定通知書

- 4 (その他)

発第 号
年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者 様

熊本市長

補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度
事業に対する補助金については、熊本市校区等防犯協会補助金交付要綱第7条の規定により
次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助金 円
- 2 取消・変更の理由

発第 号
年 月 日

住所

名称

代表者 様

熊本市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度
事業に対する補助金については、熊本市校区等防犯協会補助金交付要綱第10条の規定により
確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円

補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 名 称

代表者

年 月 日付け 発第 号で通知のあった 年度事業
に係る補助金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

- 1 補助金概算交付申請額 円
- 2 補助金の概算交付申請理由

発第 号
年 月 日

住所

名称

代表者 様

熊本市長

補助金概算交付通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度
事業に係る補助金については、熊本市校区等防犯協会補助金交付要綱第11条の規定により
下記のとおり概算交付する。

記

1 補助金概算交付額

(交付の条件)

補助事業終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) (その他)